第十四条

1　文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報は、提供された目的に照らして保持する必要がなくなった場合には、受領締約国政府により、自国の国内法令に従い、当該送付済秘密情報の全部若しくは一部の復元を防止するために破壊される。

2　装備の形態をとり、又は装備に含まれる送付済秘密情報は、提供された目的に照らして保持する必要がなくなった場合には、受領締約国政府により、自国の国内法令に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止するために、見分けがつかないまでに破壊される。

3　機密／防衛秘密（機密）又はUK　TOP　SECRETの表示のある送付済秘密情報が受領締約国政府により適正に破壊された旨の記録は、受領締約国政府により保管される。

第十五条

受領締約国政府が文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、これに付されている全ての原本の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、このような複製された送付済秘密情報を、送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

第十六条

受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、第七条及び次条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格認定を受けた個人により行われることを確保する。受領締約国政府は、翻訳の複製物の数を最小限にとどめるとともに、その配布を管理する。当該翻訳には、原本の秘密指定に対応する受領締約国政府の秘密指定を付すものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密情報を含むことを示す適当な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。

第十七条

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対し提供する前に、自国の国内法令に従って、次の事項を確保するために適当な措置をとる。

a　いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格認定のみにより、送付済秘密情報へのアクセスを認められないこと。

b　契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

c　職務上送付済秘密情報へのアクセスを必要とする全ての個人が、必要な水準の秘密情報取扱資格認定を受けていること。

d　秘密情報取扱資格認定が、第七条2に規定する方法と同様の方法により行われること。

e　送付済秘密情報へのアクセスが、職務上当該アクセスを必要とする個人に限定されること。

f　送付済秘密情報へのアクセスを認められる個人に関して、第七条3に規定する基準が満たされていることを保証するために、適当な手続が実施されること。

g　送付済秘密情報へのアクセスを有する全ての個人が、アクセスを認められる前に、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

h　契約者により送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成された情報について、送付済秘密情報の原本と同じ水準の秘密指定が表示され、かつ、当該原本と同じ方法により保護されること。

i　受領締約国政府は、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められている方法と同様の方法で保護されることを確保するために、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる契約者の各施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

j　秘密情報取扱資格認定を受けており、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、契約者の各施設において保持されること。

k　送付済秘密情報の管理及び保護についての責任及び権限を有する個人が、契約者の各施設において指名されること。

l　送付済秘密情報が、第十条及び第十一条に規定する方法と同様の方法により送付されること。

m　送付済秘密情報が、第十三条に規定する方法と同様の方法により保管されること。

n　文書その他の媒体の形態をとり、又は装備の形態をとり、若しくは装備に含まれる送付済秘密情報が、第十四条に規定する方法と同様の方法により破壊されること。

o　文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報が、第十五条に規定する方法と同様の方法により複製され、及び管理の下に置かれること。

p　送付済秘密情報の翻訳が、前条に規定する方法と同様の方法により行われ、かつ、取り扱われること。

第十八条

1　受領締約国政府は、送付済秘密情報の紛失又は漏せつの影響を限定するため、自国の国内法令に基づき、全ての適当な措置をとる。

2　提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通知され、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

3　2に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、提供締約国政府に対して書面で提供される。

第十九条

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、送付済秘密情報の取扱いに関する補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第二十条

1　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

2　この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

3　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局の間の協議によって解決するものとする。

4　3の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従って解決されるものとする。

第二十一条

前記の秘密保持に関する義務の履行は、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて達成することができる。このため、両締約国政府が相互に同意する場合には、一方の締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するために、秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察することを目的として他方の締約国政府の施設を訪問することを許可される。

第二十二条

1　この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

4　この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千十三年七月四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　林景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために
　ウィリアム・ヘーグ